被災した菌床・ほだ木等の処理について

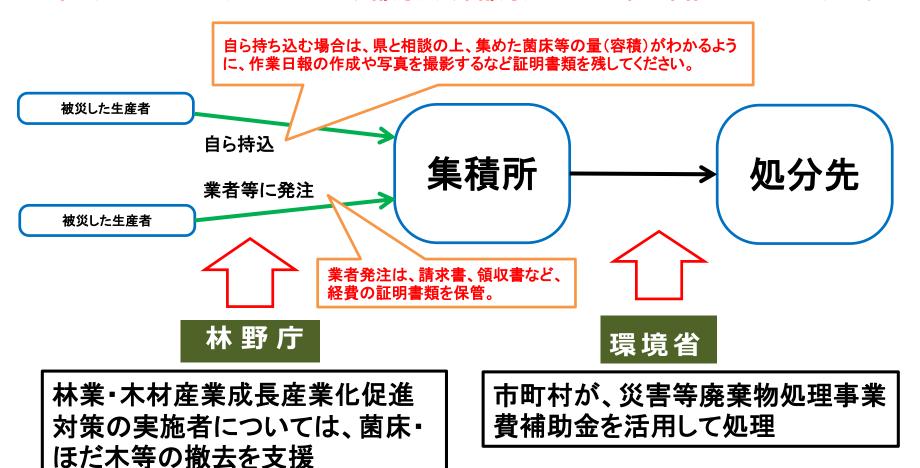
1. 事業概要

林野庁と環境省の事業の連携により、被災した菌床・ほだ木等の処理を支援。

2. 処理スキーム

生産者が集積所まで持込(自力、業者等に発注)

※ 集積所については、市町村の環境部局、農業部局、JA等の関係団体が調整して決定する



きのこ生産者様にお願いしたいこと

対象者: 林業・木材産業成長産業化促進対策による台風19号被害支援事業(以下「支援事業」)を実施するきのこ生産者が対象(菌床撤去は、支援事業と一体であるため)

- ① 支援事業を実施するきのこ生産者でグループを作ってください。
- ② 集積所については、きのこ生産者グループにおいて<u>市町村の環境部局、農業部局と相</u> <u>談して決定</u>してください。
- ③ 支援事業を実施する各きのこ生産者において、廃棄する菌床等を集積所へ運搬してください。なお、廃棄菌床と容器の分別が必要な場合がありますので、分別に関しては当該市町村とご相談ください。
 - ☆ 廃棄菌床を集積所まで運搬した費用は、支援事業によりそれぞれの生産者へ補助しますので、かかった費用を証明できる資料を作成してください。
 - ・廃棄菌床の数量、人件費がわかる資料を作成(菌床の写真、作業の写真含む)
 - ・ 業者へ発注した場合は、その請求書や領収書
- ③ 収集に要する経費は**林野庁の補助事業により支援**します。 補助事業に係る要綱・要領は制定次第お示ししますが、発災以降の作業であれば補助 事業の対象とします。 ※東床等とは、東床やほだ木及びそれに付随する容器や堆積物

市町村の担当者様にお願いしたいこと

林野庁におきましては、台風19号被害を受けたきのこ生産者の皆様を支援するため、「林業・木材産業成長産業化促進対策」(以下。「支援事業」)により、損壊施設の再整備や、 毀損した菌床の再導入と併せ、水没等により腐敗した菌床等の撤去に対する支援を行います。

菌床等の廃棄については、少しでも当対策を実施するきのこ生産者様の負担を軽減できるよう、林野庁と環境省が連携し、撤去に関するスキームを構築しました。

つきましては、趣旨をご理解の上、支援事業を実施するきのこ生産者へのご協力をよろし くお願いいたします。

【ご協力をお願いしたいこと】

林野庁による支援事業を実施するきのこ生産者グループから、廃棄する菌床等の集積所設置等に関する相談・依頼があれば、**市町村の環境部局、農業部局と相談**していただき、地域環境に配慮の上、設置をお願いいたします。

証明書類(参考)

①;生產者(施設等名称): 〇〇(〇〇県〇〇市)

②;廃棄する菌床等の量 : Oトン

③;上記②が推定できる写真、領収書等

(写真例)

・廃菌床の全景写真、部分写真

(領収書等の例)

- ・業者へ発注した場合は、請求書や領収書
- ・自力の場合は、人員を記載した作業 日報(任意)

※ 写真、領収書等の双方が必要です。